# 入　札　説　明　書

「中部運輸局執務室環境整備に伴うレイアウト変更及び什器購入設置等業務」係る入札公告（令和８年１１月９日付）に基づく入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５ 号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等　　支出負担行為担当官　中部運輸局長　神谷　昌文

２．競争に付する事項

（１）件　　名　　中部運輸局執務室環境整備に伴う什器等購入

（２）件名の特質等　　別紙仕様書のとおり

（３）履 行 期 限　　令和９年３月３１日（水）

（４）履 行 場 所　　中部運輸局
愛知県名古屋市三の丸２－２－１　名古屋合同庁舎第一号館

（５）入 札 方 法

①　本件は、書類の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

②　落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、契約期間にかかる仕様書にある予定数量に単価を掛けた経費の総額をもって契約金額を見積るものとする。

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

③　落札者は落札決定後、仕様書別紙１の契約単価を記載した見積書を速やかに提出すること。

（６）入札保証金及び契約保証金　免　除

３．競争参加資格

（１）次の者は、競争に参加する資格を有さない。

①　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当する者　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当する者

③　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ｱ)　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

(ｲ)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｳ)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｶ)　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（２）令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において、[A]・[B]・[C]・[D]等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。

（３）入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札までの期間に「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（４）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）仕様内容及び現地状況を十分に把握するため、入札書提出期限までに必ず現地調査を行うこと。なお、現地調査を希望する者は、令和８年１１月１３日（金）までに中部運輸局総務部会計課調度係へ連絡し、日時の調整を行うこと。現地調査を行わなかった者は、本入札に参加できないものとする。

４．契約条項を示す場所及び問い合わせ先

（１）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8528　名古屋市中区三の丸二丁目２番１号
中部運輸局総務部会計課　調度係
ＴＥＬ（０５２）９５２－８００４
メール cbt-soumubu-kaikeika@ki.mlit.go.jp

（２）入札説明書・仕様書の交付場所及び問い合わせ先

①入札説明書・仕様書の交付場所

４．（１）の場所及び中部運輸局ホームページ（http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu）

②入札説明書に関する問い合わせ先

４．（１）に同じ。

③仕様書に関する問い合わせ先

４．（１）に同じ。

５．入札及び開札

（１）入札参加申請

①　入札に参加する者は、入札参加申請書（様式３）を電子調達システムを用いて、令和８年１１月１６日（月）１６時００分までに提出すること。ただし、電子調達システムにより難い場合は、入札参加申請書（様式３）及び紙入札方式参加願（様式４）を４．（１）

の場所に令和８年１１月１６日（月）１６時００分までに提出し、発注者の承諾を得た上で、紙入札方式により本件入札への参加を認めることとする。

電子調達システムにより提出する場合は、証明書等提出画面の「添付資料」欄に申請書等を添付し提出する（電子ファイルの受信可能容量は３ＭＢまで）。なお、電子ファイルが５０ＭＢを超える場合には、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という）による提出を求めるものとする。

ファイル形式は、以下のいずれかの形式にて作成すること。なお、ＬＺＨ又はＺＩＰ形式によるファイル圧縮は認める。

Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ、ＭｉｃｒｏｓｏｆｔＥｘｃｅｌ、その他ＰＤＦファイル、ＪＰＥＧ又はＧＩＦ形式の画像ファイル。

② 入札参加申請書には、下記の書類を添付すること。

(ｱ) 競争参加資格格付けを証明する書類「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」

(ｲ) 仕様に合致する証明書若しくは、製品カタログ等（仕様書の参考物品以外を提示する場合のみ）

(ｳ) 電子調達システムによる入札者にあっては、確認書（様式７）を提出し、入札参加申請を提出する者が代理人である場合においては、期間委任状（様式５）。ただし、紙入札方式による入札者にあって、代理人が入札する場合においては、都度委任状（様式６）を入札書と同時に提出することとする。

③ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

④ 入札参加申請書を提出した者は、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

（２）入札書の提出方法

① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により締切りまでに提出すること。

② 紙による入札の場合は、入札書（様式１）を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）等を記入し、持参または郵送すること。

なお、郵送等による提出は記録に残る形で、期日までに必着のこと。

また郵送による場合は、前述により作成した封筒を郵送用の封筒へ入れた二重封筒とし、「１１月２４日開札（件名）入札書在中」と表封筒に朱書し、他の書類と区分して支出負担行為担当官中部運輸局長あて（親展）に送付すること。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するためのＩＣカードを不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

① 記名を欠く入札（押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。なお、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって押印を省略することができる。）

② 金額を訂正した入札
③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
④ その他入札に関する条件に違反した入札

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（５）入札書の提出期限

① 電子調達システムによる入札及び紙による入札において郵送等により提出する場合の締切りは、令和８年１１月２４日（火）１１時００分
② 紙による入札の場合は、令和８年１１月２４日（火）１４時００分までに持参すること。

（６）開　札

① 開札日時　令和８年１１月２４日（火）１４時　５分
② 開札場所　中部運輸局　１１階大会議室
③ 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち会わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
④ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
⑤ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
⑥ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
⑦ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

なお、入札執行回数は、２回以内とする。

６．その他

（１）契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３．の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
② 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、下記の要領で落札者を

決定する。

(ｱ)　落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれる場合は、直ちに電子調達システムにおいて当該落札となるべき同価の入札を行った入札者の氏名、くじにより落札者を決定する旨及び入札金額を通知し、また、開札場において上記の事項を公表する。

同価の入札をした者が電子入札事業者のみの場合は、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

同価の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

(ｲ)　当該落札となるべき同価の入札を行った入札者に電子調達システムによる入札者が含まれない場合は、当該落札となるべき同価の入札を行った入札者（その者が開札に立ち会わなかった場合は、上記５．（６）③の職員）は開札場において直ちにくじを引き、落札者を決定する。

(ｳ)　電子調達システムにより提出された入札書及び書面により入札箱に投函された入札書については、有効な入札書として取り扱うものとする。従って、入札金額の誤記入等の錯誤または積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。

（３）低入札価格調査

①　予算決算及び会計令第８５条に基づく調査基準価格を設定した場合であって、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札結果を保留とし、予算決算及び会計 令第８６条に基づく調査を行うこととする。

②　調査基準価格を下回る入札をした者は、①の調査に協力しなければならない。

③　調査の対象となった者は、以下の資料を提出するとともに、契約担当官等からの事情聴取に応じること。

(ｱ)　当該価格で入札した理由

(ｲ)　入札金額の積算内訳書及び内訳明細書

(ｳ)　履行体制台帳・体系図

(ｴ)　手持の契約請負状況

(ｵ)　手持機械の状況

(ｶ)　過去に受注･履行した契約件名及び発注者

(ｷ)　財務諸表

(ｸ)　その他契約担当官等が必要と判断する資料

④　調査の結果、最低価格をもって有効な入札を行った者により契約内容に適合した履行がされると認められる場合は、当該入札者を落札者として決定する。当該入札者の入札価格では、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

なお、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、同様に①③④に沿って調査を行い落札者を決定することとする。

⑤　調査結果は、調査の対象となった者に対し文書で通知することとする。また、その他の入札者に対しては、電子調達システムその他の方法により落札者の決定があった旨を通知することとする。

⑥　調査の対象となった者が③に掲げる資料の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めるとともに、提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。

（４）　電子調達システムにて入札書の内訳を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その容量が５０ＭＢを超える場合にあっては、紙により作成し、入札の締切りまでに上記４．に示す場所まで郵送又は持参すること。（上記５（１）②に示す書類についても同様に、上記５（１）①の入札参加申請書提出期限までに郵送又は持参すること。）

①　Microsoft Word

②　Microsoft Excel

③　PDFファイル

④　画像ファイル（JPEG型式GIF型式）

（５）契約書の作成

①　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案２通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③　上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④　契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤　契約書（案）については、調整のうえ、変更する場合がある。

（６）違約金に関する特約条項　　要

（７）支払条件

支払については、検査終了後、供給者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から３０日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。

（８）異義の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異義を申し立てることはできない。